

昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金の
申請に関するよくある質問

- 1 Q : 太陽光発電システム（以下「太陽光パネル等」と表記）を倉庫、カーポートなどの付属屋、付属施設に設置した場合、補助対象となりますか。
A : 付属屋等については補助対象となりません。（要綱第1条及び第2条第1項）
- 2 Q : 二世帯住宅の屋上にそれぞれの世帯で太陽光パネルを設置した場合、補助対象となりますか。
A : 光熱水費等、生計が分かれている場合には、それぞれの世帯で個別に申請可能です。分かれていらない場合は、同一住宅とみなすため、個別に申請はできません。
- 3 Q : リース機器は補助対象となりますか。
A : リース機器は所有権が居住者になく恒常的な設置とならないため、補助対象とはなりません。
- 4 Q : 過去に補助金交付を受けましたが、引越した先の家屋において新しく機器を設置した場合、新たに補助を受けられますか。
A : 別家屋なので、補助対象となります。
- 5 Q : 以前、自宅に太陽光パネル等を設置した際に補助金交付を受けましたが、今回、蓄電池の導入を考えています。補助は受けられますか。
A : 補助金交付を受けられるのは同一家屋につき1回までとなっておりますので、以前補助金交付を受けられている場合、別の対象機器であっても補助対象とはなりません。
※過去に申請し、抽選の落選等により結果として補助金交付を受けられなかった場合は、補助対象となります。
- 6 Q : 工事を伴う申請（太陽光発電システム等）に添付する領収書や保証書の発行が申請期限に間に合わない場合、どうすればよいですか。

- A : 領収書の場合は、工事受注契約書の写し及び信販（ローン）契約書の写し等を、保証書の場合は、機器の設置日が分かる他の書類（工事完了報告書及び納品書等）をご提出ください。ただし、可能な限り領収書・保証書の添付をお願いします。
- 7 Q : マンション等のオーナーが、住所の異なる複数の建築物に新エネ機器を導入する場合、それぞれ補助対象となりますか。
A : 申請者及びそれぞれの建物について昭島市内に住所がある場合は、各建築物それぞれ補助対象となります。
- 8 Q : ポータブル蓄電池（住宅備え付けではなく、持ち運びができるもの）は補助対象になりますか。
A : 住宅用（家屋に備え付けられた太陽光パネル等と連携しているもの）でないものは、補助対象とはなりません。また、据え置きで、コンセントから充電する蓄電池（太陽光パネル等と連携していないもの）についても、補助対象外です。
- 9 Q : 太陽光パネル等が設置されている住宅を親が購入し、私（子）が居住する予定です。この場合、私（子）の名前でも申請できますか。
A : 本補助金は、設置機器の負担をした市民に補助金を交付するものです。実際の居住者が子であっても、添付書類上、その氏名は全く記載がないため、この場合は親を申請者とする必要があります。
- 10 Q : 屋根と一体型の太陽光パネル等で申請しようと考えていますが、業者から屋根と太陽光パネル等の料金の内訳を別々で出せないと言われました。
A : 屋根と一体型の太陽光パネル等について、料金の内訳が別々に出せない場合、全体価格の備考等で「太陽光パネルを含む」といった旨の追記をしていただければ問題ありません。これらは工事費用についても同様です。
- 11 Q : 太陽光パネル等を設置した新築を建てましたが領収書がなく、土地や家全体含めた振込表（合計のみ）しか支払いが確認できる書類がありません。見積書はありますが、振込表の合計と合うよう揃えると確認書類が大量になってしまいます。
A : 振込表の合計に太陽光パネル等の価格が含まれている旨を記載している書類をご提出いただければ問題ありません。書類の様式は特に指

定はしておりませんが、「申請者の名前」「設置場所」「設置機器」「会社名」については記載をお願いします。